

韓国知的財産ニュース 2012 年 11 月後期

(No. 235)

発行年月日：2012 年 12 月 5 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、11 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 知財権紛争のオーダーメイド対策支援を本格化(11. 16)
- 2-2 専門高校・マイスター高校を知識労働者の産室に(11. 21)
- 2-3 韓国特許庁、「2012 年度政府 R&D 事業における特許出願現状の分析及び成果の向上策」発表(11. 21)
- 2-4 中小企業庁、初の「エンジェル投資専門会社」選定(11. 22)
- 2-5 主要 5 ヶ国が職務発明の活性化を図る(11. 23)
- 2-6 知的財産の大衆化！我々の手にかかっている(11. 23)
- 2-7 研究開発成果の向上に特許戦略ポイントを提示(11. 26)
- 2-8 ID、攻めの特許 BM 構築へ(11. 27)
- 2-9 韓国特許庁、2012 国際知的財産政策のシンポジウムを開催(11. 27)
- 2-10 韓国特許庁、製薬メーカーCEO と知財権を議論(11. 28)
- 2-11 韓国特許庁、「大韓民国発明特許コンテスト」開催(11. 29)
- 2-12 国家競争力強化に向けた 2012 年度標準特許創出支援の成果発表(11. 30)
- 2-13 知的財産に強い R&D 研究人材育成を本格化(11. 30)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン対アップルの訴訟、 아이폰 5 と NOTE まで？(11. 16)
- 3-2 サムスン電子、「アップルと HTC 間の合意書提供」を要請(11. 17)
- 3-3 サムスンディスプレイ、LGD の OLED 特許の無効訴訟を提起(11. 19)
- 3-4 米 ITC、特許訴訟の全面的見直しへ(11. 20)

- 3-5 ウィップス、特許戦争の本場に参入(11.20)
- 3-6 タッチスクリーン「アップル特許」で成長限界(11.27)
- 3-7 サムスン・LG、グローバル特許係争の標的に(11.27)
- 3-8 アップルの目論見、デザイン特許期間の短縮で…(11.28)
- 3-9 オランダ裁判所、「サムスンがアップルの特許侵害」(11.29)
- 3-10 サムスン電子、特許登録した元研究員に敗訴(11.29)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 商標もスマート時代(11.19)
- 4-2 韓国を代表する商標とデザインが勢揃い(11.22)
- 4-3 K-POP ブームで「レコードや芸能業」商標出願が増加(11.28)

その他一般

- 5-1 窓ガラスがディスプレイに？(11.16)
- 5-2 「優秀 IP 確保を目指し特許出願費用を直接費にすべき」(11.18)
- 5-3 カラー鋼板市場が拡大基調(11.19)
- 5-4 思い出の飛び石、特許で進化する(11.20)
- 5-5 韓国のディスプレイがすごい、日本も「求愛中」(11.22)
- 5-6 災害・人災に放送技術で備える(11.22)
- 5-7 夢の新素材グラフェン、太陽電池と融合(11.23)
- 5-8 「訴訟当事者の代理人選択権の幅を広げ」業界が主張(11.26)
- 5-9 LG 電子、日本でスマホ 100 万台を販売(11.29)
- 5-10 LG、2012 年まで特許人材を 3 割に増(11.30)

法律、制度関連

※今号は、ございません。

関係機関の動き

2-1 知財権紛争のオーダーメイド対策支援を本格化

韓国特許庁(2012.11.16)

韓国特許庁と韓国知識財産保護業界は、今般の国際的な知財権紛争から韓国企業を総

合的に支援するため、11月16日に韓国知識財産保護業界内における「知財権紛争対応センター」の開所式を行い、本格的な運営を開始した。

「知財権紛争対応センター」は、9月28日、国家政策調整会議で想定・確定された「国際知識財産権紛争の動向及びその対応策」の実質的な措置として立ち上げられた。同センターは、企業が直面している知財権の紛争状況に応じて「平時 - 警告 - 対応」の3段階に分け、それぞれの段階に合わせた支援サービスを提供する。

紛争の兆候のない△平时间段階では、紛争を事前に予防し、紛争が実際に発生した場合の被害を最小限にとどめられるよう、米国など国別の知財権保護ガイドブックを製作・普及するほか、現地に進出している企業の紛争状況について実態調査などを行い、企業に紛争情報を提供する。

△警告段階では、紛争発生の可能性が高いとされる産業分野と企業を指定し、優先的にコンサルタントを行い、紛争について相談や訴訟保険の加入を求めるなど、紛争の予防に向けた様々なサービスを支援する。

警告状を受けたり、提訴されたりなど、実際に紛争が発生した△対応段階では、警告状に対応する要領の説明を行うほか、実際に知財権をめぐって係争が起きた場合、韓国企業の勝訴可能性を高めるために優秀な代理人を専任できるように、海外の代理人情報DBを構築し、紛争過程で必要な情報を提供する。

韓国特許庁産業財産政策局のイ・ヨンデ局長は、「知財権紛争対応センター」は、韓国企業の国際知財権紛争の状況に応じた対応を総括する、専門性を兼ね備えた組織だ。今後、企業が自力で対応できる基盤が築かれるまで、引き続き積極的に取り組んでいきたい。」と述べた。

「知財権紛争対応センター」に関する情報などは、直接訪問(ソウル駅三(ヨクサム)洞 知識財産センター6階)するか、電話(02 - 2183 - 5800)で問い合わせ可能だ。

2-2 専門高校・マイスター高校を知識労働者の産室に

デジタルタイムズ(2012.11.21)

韓国政府は、専門高校とマイスター高校の生徒を現場の革新に貢献できる未来の知識労働者として育成するための取り組みに本腰を入れる。

韓国特許庁のキム・ホウォン庁長と教育科学技術部のキム・ウングオン第1次官が出席し、京畿道の水原にあるサムイル工業高等学校にて「専門高校・マイスター高校の知的財産教育の協力強化に向けた了解覚書(MOU)」を締結した。

今回の締結で、両機関は、専門高校とマイスター高校の生徒が産業現場で革新をリードする知識労働者として成長できるよう、発明・知的財産の教育体制の強化を目指す。

韓国特許庁は、そのため、来年までに発明・特許の専門高校を現在の4校から7校に拡大指定し、指定学校を地域の戦略産業に貢献する知識労働者養成の拠点機関として育成する。また、発明・知的財産教育と関連した授業モデルや評価モデル、教師の研修な

どに関する優秀事例を選定して紹介していく計画だ。

さらに、こうした高校において発明・知的財産教育の一層の強化を図るため、次期教育課程の改正時には、高校専門教科課程に発明・知的財産関連の教科目を新設することにした。その他にも、知的財産教育に向けた教員の専門性及び知的財産教育の周知拡大も推進する。

締結式に続き、サムイル工業高校と協力企業間で採用協約も締結した。

キム庁長は、「今回の締結で、専門高校とマイスター高校の生徒が単純な技能労働者から知識労働者として育成できるようになり、創意力の高い技術人材の育成に貢献すると期待されている。」と述べた。

一方、キム第1次官は、「教育科学技術部も専門高校やマイスター高校の生徒が知識労働者として成長できるよう、惜しまぬ支援とともに、特許庁と持続的に協力していきたい。」と語った。

<イ・ジュンギ記者>

2-3 韓国特許庁、「2012年度政府R&D事業における特許出願現状の分析及び成果の向上策」発表

韓国特許庁(2012.11.21)

政府 R&D 事業における特許出願は、規模の拡大や利用改善など着実な成果を出しつつあるものの、質的な面ではまだ不十分な状況にあることが明らかになった。

韓国特許庁は、最近5年(2007~2011)間の、政府 R&D 事業における特許出願の現状を量的側面と質的側面に分けて利用状況などを分析し、その結果に基づいて政府 R&D における特許出願の問題を改善できるよう、「2012年度政府 R&D 事業における特許出願現状の分析及び成果の向上策」を発表した。

この向上策は、11月20日に行われた国家科学技術委員会の「第21回運営委員会」で各部署の意見を聴取し、最終的に確定したものだ。

韓国特許庁によると、政府 R&D 事業における特許出願は2007年12,691件から2011年18,983件に最近5年間、年平均約8.5%増加して持続的な成長を続けており、政府 R&D における特許の技術移転の契約件数、技術移転料の収入が毎年それぞれ11.0%、13.9%増加するなど、その利用が増加していることが分かった。

しかし、2011年に特許として登録された政府 R&D における特許の質を関連分野の教授や弁理士など有識者に依頼して分析した結果、独自性の高い技術の割合が低く、利用可能な分野が限られていることが明らかになった。

部門別では、政府 R&D の実施主体の中では、大学が大きな役割を果たしている。全体の政府 R&D における特許のうち、大学が登録した特許の割合や、R&D 投資比の特許出願件数は、公的研究機関や企業より高く、質の面でも技術の独自性や権利保護の水準が比較的高く、利用率も最近急増している。

R&D 段階別では、基礎、応用、開発研究の段階のうち、基礎研究段階における特許が目につく。基礎研究段階が量的側面では最も速いスピードで成長しており、技術の独自性、権利保護の水準などの質的な面においても最も優れており、特許利用も速いスピードで増加している。

韓国特許庁は、政府 R&D における特許の分析で浮き彫りになった問題の解決に向け、関係部署と共同で政府 R&D における特許の競争力を高めるための様々な対策を提示した。

まず、コア・独自特許の先取りが可能な有望技術を選定し、部署の R&D 課題として推進できるよう連携する計画であり、R&D 部署の安定的な特許技術動向調査の予算を確保し、政府 R&D の効率性を画的に向上させる予定だ。

また、政府 R&D の実施段階の課題について知的財産権中心の技術獲得戦略を支援し、優秀特許の創出を支援する一方、大学・公的研究機関が保有している有望な特許技術の選定及び事業化の支援を通じて技術移転をうながす計画だ。

さらに、政府 R&D における特許の状況について各 R&D 部署に定期的に提供して特許の随時管理を支援し、特許の収集システムを見直して特許成果の漏れや成果申告の不正確さを防ぐ計画だ。

韓国特許庁のキム・ヨンミン次長は、「各部署の R&D 課題の選定段階からコア・独自特許の先取りが可能な有望技術を見極め、基礎研究段階及び継続課題対象の特許技術動向調査を拡大推進する予定であり、R&D 実施中の課題について特許戦略を支援するなど、R&D 全周期において支援を拡大し、政府 R&D における特許の水準を先進国並みに向上させる計画だ。」と述べた。

2-4 中小企業庁、初の「エンジェル投資専門会社」選定

韓国特許庁(2012. 11. 22)

韓国政府が選定する「エンジェル投資会社」が来週に誕生する。この会社がスタートアップに投資すれば、政府が同じ金額をマッチング投資する。よみがえるエンジェル投資市場を活性化させる起爆剤として、大きな役割を果たすことが期待されている。

中小企業庁は、エンジェル投資会社 5 社を選定したと 21 日に発表した。来週までに最終確定して発表を行う。政府によるエンジェル投資会社の選定は、今回が初めてだ。今年のモデル運営を経て、来年に追加選定を行うかどうかを決める。

対象となる 5 社は具体的に、スタートアップアクセラレーター(Start Up Accelerator)2 社と技術事業化会社 3 社だ。アクセラレーターは、米国シリコンバレー式でスタートアップ育成環境をサポートする。起業ブームとともに、スタートアップ育成機能を果たすアクセラレーターが多く出現しているなか、育成と投資を並行できるように支援する。Y コンビネータ・500 スタートアップ・プラグ&プレイなど、シリコンバレー・アクセラレーター・ビジネス方式を採用する。

技術事業化会社は、特許などの知的財産(IP)の事業化を支援する企業だ。これは、サムスン電子とアップルによる特許係争の影響が反映されている。優秀アイデア・特許保有スタートアップに投資する。アイデアを国内外に特許出願するか、スタートアップ保有特許の事業化に貢献する。

エンジェル投資会社は、1社(被投資スタートアップ)当たり2000万ウォンから最大2億ウォンを投資する。この投資にエンジェル投資マッチファンドが同額を投資する。例えば、Aエンジェル投資会社が1億ウォンを投資すれば、政府ファンドも1億ウォンを投資する。結局、スタートアップは2億ウォンを受け取る構造だ。政府は、1社当たり最大10億ウォンをマッチング支援するという。A社が1億ウォンずつ投資すれば、10社のスタートアップが2億ウォンずつマッチング投資を受けることになる。

これに先立ち、韓国政府は、ファンド・オブ・ファンズを運営している「韓国ベンチャ投資」社を通じて430億ウォン規模のエンジェル投資マッチングファンドを発売した。中小企業庁ベンチャ投資課のイ・ビョングオン課長は、「エンジェル投資のブームを形成するために、エンジェルの対象に個人(エンジェル投資家)に追加し、スタートアップに投資する専門会社を対象とした。」と述べた。

エンジェル投資家が発売するエンジェルファンドの動向をみると、今月11月ベースで13に56億1000万ウォン規模だ。これは、ベンチャブームが真っただ中だった2000年以降の最高値だ。

<キム・ジュンベ記者>

2-5 主要5カ国が職務発明の活性化を図る

韓国特許庁(2012.11.23)

主要5カ国(日米中独韓)の知的財産関連の有識者が一堂に会し、職務発明の取組みを話し合う場を設ける。

韓国特許庁は、国家知識財産委員会が後援し、韓国発明振興会、知識財産フォーラムが主管する「職務発明国際シンポジウム」とともに「2012年職務発明の優秀運営事例コンテスト」の受賞式を11月26日の午後12時30分に韓国科学技術会館で同時開催した。

職務発明とは、従業員がその職務を行う過程で発明した結果を意味し、職務発明の権利帰属や補償などに関する職務発明保証制度は、企業・政府系研究機関の技術流出の防止、優秀な人材の確保、技術革新の創出を図る上で重要な要素とされている。

まず、韓国特許庁の「職務発明運営の優秀事例コンテスト」で選ばれた優秀企業の受賞式と優秀事例の発表が行なわれる。最優秀賞には(株)NEOWIZ GAMES、優秀賞に(株)FEELUX、(株)PLUS技術、(株)CORE OPTICSなど、10社が受賞された。

最優秀賞に選ばれた(株)NEOWIZ GAMESは、社員の研究開発へのモチベーションを高めるため、2012年から職務発明保証制度を導入し、職員の職務発明へのインセンティブ、知的財産専門チームと人材の確保、社内の発明大会、特許教育を実施した。その結

果、特許・デザイン出願が 2010 年 98 件から 2011 年 315 件に大幅増加し、会社の売上げの増大に結びついて 2010 年第 1 四半期 908 億ウォンから 2012 年同期には 1972 億ウォンに増加した。

また、主要 5 カ国の弁護士、弁理士などの専門家が各国の職務発明制度の現状を発表する。韓国知識財産サービス協会のペク・マンギ会長が司会を務め、キム・ジュンヒョ弁護士とイ・ドゥヒョン部長裁判官が韓国の職務発明保証制度の現状と最近の判例を説明する。米国・中国・ドイツ・日本からの弁護士、弁理士が各国の職務発明保証制度の紹介や最近の動向、判例などを紹介する。

最後に、職務発明保証制度の在り方についてパネルディスカッションが行われる。KIM&CHANG 法律事務所のパク・ソンス弁護士が司会を務め、パネリストは、グリーンライフ知識経済研究院のイ・サンヒ理事長、韓国特許庁産業財産政策局のイ・ヨンデ局長、ソウル大学法科大学のシム・ヨンテク教授、最高裁のユ・ヨンソン裁判研究官、(株)ケープのムン・チョル社長、韓国知識財産研究院のハ・ホンジュン研究委員が参加する。

今回のシンポジウムで提示された発展策は、国家知識財産委員会に建議する予定だ。

韓国特許庁のキム・ホウォン庁長は、「職務発明保証制度は、企業には職務発明による権利の安定的な確保を、従業員には発明へのモチベーションを高める。企業のイノベーションを通じて国民経済の発展に貢献を図るための制度だ。最近、企業などの法人による特許出願が 8 割に達しているなど、職務発明保証制度の活性化の重要性が日々高まっている。」と述べた。

2-6 知的財産の大衆化！我々の手にかかっている

韓国特許庁(2012. 11. 23)

韓国特許庁は、11 月 26 日の午後、ソウル事務所にて第 1 期「特許行政モニター団」の発起式を行い、本格的な活動を始めると発表した。

「特許行政モニター団」は、これまで内部社員を中心として運営してきた「特許行政体験団」の限界を克服し、知的財産の大衆化に向けたユーザー中心の特許行政サービスを実現するため、専門性と参加率が高い外部顧客をモニター団に選定して特許行政全体のモニタリング、制度見直し課題の選定及びコミュニケーションの窓口としての役割を果たしていく。

第 1 期「特許行政モニター団」は、大韓弁理士会・韓国知識財産保護協会・韓国知識財産サービス協会・韓国知識財産協会・大学発明サークルから推薦された知的財産の有識者や特許行政の優秀公募提案者など、36 人に構成されている。

今回の発起式日から 1 年間の活動を行い、「常時モニタリング」と「集中モニタリング」方式で特許行政、特許手続き及びシステムなどについて顧客の声を反映していく計画だ。運営の活性化及びモチベーションの向上を目的に、優秀な提案者を選定して賞金を支給するほか、特許庁長の表彰を授与するという。

韓国特許庁の関係者は、「特許行政モニター団」を運営し、特許顧客の意見を直接聴取するとともに、ワンランク上の特許行政サービスを提供できる土台になると期待している。」と述べた。

一方、同日の発起式は、「特許行政モニター団」の運営計画の紹介、委嘱状の授与、激励のあいさつなどの順で進められた。

2-7 研究開発成果の向上に特許戦略ポイントを提示

韓国特許庁(2012. 11. 26)

韓国特許庁は、「知的財産権(IP)中心のR&D革新戦略(以下、「IP-R&D連携戦略」)」の拡大に向けて11月28日ソウルGSタワーにて「特許観点の研究開発戦略の拡大カンファレンス」を開催する。

「IP-R&D連携戦略」とは、特許を単に研究開発の結果物として捉えていた従来の見方から脱し、研究開発の方向を「収益に結び付けられるコア・独自特許」の獲得と設定し、研究開発の初期段階から強力な特許ポートフォリオを構築できるよう、R&D戦略を確立することを意味する。

カンファレンスの第1セッションでは、主要産業分野を対象に特許観点の10大有望技術を選定してその結果を発表し、産業分野別の特許競争力及び波及力などを分析して有望技術を選定する方法論を紹介する。

特に、今年初めてバイオ、移動通信、ロボットの3大産業分野を対象に、5年以内にコア・独自特許の先取りが可能な有望技術を選定し、その結果を産官学に提示したことに大きな意味がある。

第2セッションでは、政府系研究機関・企業でIP-R&D連携戦略を通じて導き出された成果の事例、デザイン・特許の融合・複合戦略の確立を通じた製品開発の事例など、R&D投資の高率さを高め、強い特許を創出した多様な事例を紹介する。

今回のカンファレンスでは、研究開発(R&D)を行っている企業、研究員、弁理士などから研究の企画や遂行時に特許情報を利用した研究開発の戦略確定の方法論を学び、最新の動向把握に役立つことなどが期待されている。

今年で責任運営機関の発足4期を迎える韓国特許庁は、知的財産の大衆化政策の1つとして「特許観点からの研究開発戦略」方法論の質を高め、積極的に拡大していく計画だ。

韓国特許庁のキム・ホウォン庁長は、「産官学を対象に方法論が有効であることが検証されただけに、これからは方法論が政府R&D事業全体と自治体、公的機関のR&D事業にまで速いスピードで拡大できるよう、支援を強化していく方針だ。」と述べた。

カンファレンスは無料で参加でき、申請を希望する者は韓国特許庁(www.kipo.go.kr)やR&Dセンター(www.rndip.re.kr)のホームページで受け付している。

2-8 ID、攻めの特許 BM 構築へ

電子新聞(2012. 11. 27)

韓国企業の特許権保護を目的にビジネスを展開してきたインテレクトチュアルディスカバリー(ID)が海外の特許管理会社(NPE)のように「攻めの特許ビジネスモデル(BM)」の構築に乗り出す。新事業戦略の実現に向けて特許権確保にスピードを上げているという。

ID は、「収益を強化するため、海外の特許権者を相手取って訴訟を提起したり、和解を通じてライセンス料を受け取ったりするなど、攻めの特許 BM の構築を決定した。来年までに追加の特許権を確保し、戦力を強化していきたい。」と 26 日に発表した。

ID は、今年までは守りの特許 BM に集中してきた。特許権を利用したビジネスは、攻めのタイプと守りのタイプに分けられる。攻めのタイプは、米国の RPX や AST などのように知的財産(IP)専門会社が会員制で顧客プールを構築する方式だ。IP 専門会社が保有している特許をライセンスしてメーカーと共有し、特許訴訟を事前に防止する。攻めのタイプは、インテレクトチュアル・ベンチャーズ(IV)のように大量の特許権を利用して特許侵害の可能性があるメーカーに先に警告状(Letter)を送り、ロイヤルティ支払いの合意を導き出すか、訴訟を通じて収益を得る方式だ。

ID のコ・チュンゴン副社長は、「現在は、約 1800 件(ファミリー特許基準 1000 件)を確保しており、来年まで約 1200 件の特許を追加確保する計画だ。約 3000 件の特許権を確保すれば、攻めのビジネス戦略を取ることができる。」と話している。攻めの BM を構築した IP 専門会社のうち、約 2 万件の特許を確保している IV を除けば、大半が 1000~5000 件の特許権を持っている。コ副社長はさらに、「約 3000 件の特許を確保できれば、攻めの戦略においても海外の IP 専門会社と比べ十分な競争力を持つことになる。」と語った。

ID は、攻めの BM 戦略を構築するため、特許権確保に積極的に乗り出している。守りの特許プールを構築し、メーカー保有の特許権を購入して共有する方式で多量の LED 特許を確保した ID は、追加的にセキュリティとナビゲーション分野の特許プールを構築するという。

IP の研究開発(R&D)事業の戦略として特許権のスペクトルも拡大する構えだ。IP R&D は、主要な技術分野別に IP ポートフォリオを構築するため、アイデアの段階に投資する戦略だ。研究機関・大学などの R&D を支援し、最終的に ID が特許権を確保する。コ副社長は、「守りの特許 BM で収益を最大化するには限界がある。韓国企業の特許権を保護しながら海外の特許市場で収益を上げられる方法を模索している。」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

<IP R&D のため ID の構築ネットワークの構築現状>

区分	機関及び協力の内容
研究機関	政府系研究機関(14 箇所)、地域知的財産センターと IP 利用を協力

大学	主要大学(6校)と MOU 交換後、IP ソーシング及び事業化に協力
法務法人及び 海外法律事務所	韓国の主要法律事務所(8 箇所)及び 米国などの特許専門法律事務所(13 箇所)
特許法人	参加機関及び協力特許法人(10 箇所)と優秀 IP 獲得に協力
海外の Brokerage	海外の Brokerage 機関(15 箇所)と優秀 IP 獲得に協力
技術取引機関	韓国の主要技術取引機関(3 箇所)と多角的な特許選定に協力
情報分析機関	米国など海外 10 箇所、韓国 14 箇所の機関と IP 情報分析に協力
価値評価機関	韓国の主要な価値評価機関(3 箇所)と価値評価業務に協力
海外エージェンシー	米国など 14 箇所の海外エージェンシーを通じて該当特許を分析
IP R&D 機関	16 箇所の政府系機関と約 30 本の課題を遂行
国家知識財産委員会	国家知識財産委員会の国家知識財産ネットワーク(KIPnet)の IP 金融分科の幹事機関の指定及び 17 箇所の関連機関が参加

2-9 韓国特許庁、2012 国際知的財産政策のシンポジウムを開催

韓国特許庁(2012. 11. 27)

韓国特許庁は、「持続可能な成長に向けた知的財産の挑戦」というテーマで 2012 年 11 月 27 日の 9 時、ソウルの JW マリオットホテルにて「2012 国際知的財産政策シンポジウム」(<http://2012.kiip.re.kr>)を開催すると発表した。

韓国特許庁と国家知識財産委員会が共同主催し、韓国知識財産研究院が主管するこのシンポジウムには、世界知的所有権機関(WIPO)のヨナネス・ウィチャード(Johannes C. Wichard)事務次長、日本の知的財産戦略本部の山根啓(Yamane Kei)事務次長など、米国・中国・日本の知的財産の政策関係者をはじめとする国内外の約 20 人の有識者が参加する。

「国家知的財産の戦略 - 成果、反省、そして飛躍」という第 1 のテーマについて韓国と深い関係を持っている米国・中国・日本など主要国の知的財産政策を議論し、韓国の知的財産政策の在り方を模索する。

韓国の国家知識財産委員会の知識財産戦略企画団のコ・ギソク団長、米国の特許商標庁(USPTO)ピーター・ファウラー(Peter Fowler) 東南アジア駐在官、日本の知的財産戦略本部の山根啓事務次長、中国の国家知識産権局のウー・シャオミン(Wu Xiaoming) 副局長が自国の知的財産の政策について発表を行う。

また、主要局の知的財産政策の在り方を議論の後、午後には 2012 年度知的財産における大きなテーマとなっている「経済成長」と「特許制度」について有識者と実務的な議論を進める。

第 2 のテーマである「知識集約産業の育成を通じた経済成長戦略」では、米国の知的財産集約産業の経済効果と成長の見通しを NBC ユニバーサルのスティーブ・カン(Steve Kang)副社長が発表し、産業研究院のチャン・ジェホン研究委員韓国の知識集約産業の

現状と育成に向けた政策課題について、ウィンニースのハム・スヨン代表がイノベーションのサポータとしての知的財産サービス産業が直面している課題とその解決策について発表を行う。

上記発表について KDI のキム・ギワン研究委員、東亜大学のチェ・ヒョンリム教授、情報通信産業振興院のシン・ジェシク団長、P&IB のキム・ギルヘ代表によるパネルディスカッションが予定されている。

第 3 のテーマ「グローバル知的財産の成長に向けた新しい特許制度の模索」では、Gardere Wynne Sewell LPP のポール・ストーム(Paul V. Storm)弁護士がグローバル特許係争の拡大と特許制度の問題について、高麗大学のチョ・ヨンソン教授が特許制度の危機とその克服に向けた課題について、韓国知識財産研究院のユン・クォンスン研究委員がイノベーションに貢献する新しい特許制度の設計について発表を行う。

発表後には、LG イノテックのキム・ジョンジュン常務、特許裁判所のパク・ミンジョン裁判官、KIM&CHANG のキム・ボンソプ弁理士、KIST のチェ・チホ室長がパネルとして参加し討論を行う。

韓国特許庁長は、今回のシンポジウムを通じて主要国の知的財産戦略を把握し、主要なテーマについて有識者が討論できる場を設けることで、今後、韓国特許庁の知的財産政策の方向を設定するうえで大きく役立つという期待を示した。

2-10 韓国特許庁、製薬メーカーCEO と知財権を議論

韓国特許庁(2012. 11. 28)

韓国特許庁は、11月28日の午前10時から韓国製薬協会会館にて製薬メーカーのCEO、研究所長、知財権担当者約100人が集まり、「製薬業界の知財権(IP)競争力の向上策」というテーマで懇談会を開いた。

今回の懇談会では、韓米 FTA の締結による「許可・特許連携制度」の導入、薬価引き下げなどの厳しい環境に置かれている製薬メーカーの要望を聴取し、特許経営を通じた製薬メーカーの競争力向上策を議論するため開かれるもので、特許庁長と製薬メーカーCEO が直接ひざを交えて議論を交わす場が設けられたことで、知財権中心の R&D 戦略が企業経営に迅速に反映できると期待されている。

懇談会では、韓国特許庁化学生命工学審査局のホン・ジョンピョ局長が「製薬産業と特許政策」というテーマで、特許観点から見た国内外の製薬産業の現状、知財権中心の製薬産業の育成戦略などを発表し、業界からは、ハンミ薬品のファン・ユシク取締役が「製薬企業の特許戦略」というテーマで、知財権基盤の R&D 戦略の成果を紹介した。

キム・ホウォン庁長は、「製薬分野は、どの分野よりも特許依存度が高く、知財権を中心とする企業の経営戦略が求められている。韓国特許庁は、製薬メーカーの IP-R&D 戦略の確立を積極的に支援する予定だ。」と述べた。

今年で責任運営機関として発足後4期目を迎える韓国特許庁は、知的財産の大衆化を

図る方法の一つとして「知財権と R&D の連携強化を通じた研究開発成果の効率性の向上」に向けてオーダーメイド型 IP-R&D 方法論を紹介している。

一方、政府からは特許庁長、化学生命工学審査局長、薬品化学審査課長などが参加し、業界からは、韓国製薬協会のイ・キョンホ会長をはじめ、テウン製薬、ハンミ薬品など、主要企業の代表取締役 14 人を合わせて計 41 社が参加した。

2-1-1 韓国特許庁、「大韓民国発明特許コンテスト」開催

韓国特許庁(2012. 11. 29)

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「大韓民国発明特許コンテスト」が 11 月 29 日から 12 月 2 日までの 4 日間、ソウルの COEX にて開かれる。

今年で第 31 回目を迎える「大韓民国発明特許コンテスト」は、韓国最大規模の知的財産統合展示会として、「商標・デザイン権展」、「ソウル国際発明展示会」が同時に開催される。

今回の展示会では、韓国の優秀な知的財産(特許 94 点、商標 11 点、デザイン 14 点)の受賞品だけでなく、世界 31 カ国から送られた計 500 点の海外発明品も展示される。開幕式にはキム・ファンシク国務総理、キム・ハウオン特許庁長が出席し、優秀発明品に授与式を行う。

今年の 1 年間、最も優秀な発明品に与えられる「大韓民国発明特許コンテスト」大統領賞は、韓国道路公社の「橋梁のマルチスキャンが可能な橋梁メンテナンス用ブーム設備」が受賞した。

ロボットや無線通信技術などが融合されたこの発明品は、危険性の高い従来の橋梁下部方式は映像メンテナンスに代替される。車両に登載されたブームに沿って自由に動けるメンテナンス用ロボットは、柔軟性が高く、橋梁全体をスピーディーに同時スキャンできる。

国務総理賞には、農村振興庁の「硬くならないお餅の製造方法及び上記方法で製造されたお餅」と株式会社SORBED が選ばれた。

農村振興庁のハン・クイジョン課長は、添加物を入れなくても最長 6 ヶ月まで硬くならないお餅を製造できる方法を開発した。これは、製造後すぐ硬くなり、保管が難しいという問題を解決した生活密着型の発明として好評を受けた。また、量産と保管の難しさがネックとなっていたお餅の海外輸出も可能となり、グローバル化に期待が寄せられている。

株式会社SORBED は、体が不自由な重症患者や障害者向けの医療用ベッドを開発して受賞された。この医療用ベッドは、患者が長期にわたり同じ体勢で寝たきり等になった場合、体とベッドなどとの接触局所で血行が不全となって、周辺組織に壊死を起こす床ずれを解消できる。ベッド全面がピアノのキーのように細かく区分されており、小さな動きだけでも接触時間を最小限にし、患者の血液循環を助ける。

今回の展示会では、受賞作とともに、展示品の商談会と特許技術の事業化支援政策説明化が行われる一方、展覧客が直接参加できるモバイルゲーム大会や模倣品と正品を区別するクイズ大会など、様々なイベントが用意されている。

特に、商談会場には、国内外の有名バイヤーが参加し、優秀な発明品の販路開拓を支援する。アジア太平洋地域最大のネットオークションサイトである「タバオトットコム」、世界的なオンラインオークション企業の「e-Bay」、日本最大のネット通販サイト「楽天」、米国最大のネット通販サイト「Amazon」などのビックバイヤーが訪問する予定だ。

展示会とともに、30日には、「2012 知識財産活用戦略カンファレンス」がソウルのルネサンスホテルで開催される。同カンファレンスは、「知的財産権の活用を通じた低成長の克服戦略」というテーマで IP 経営と IP 金融の 2 セッションで構成され、厳しい経営環境に置かれている中小・ベンチャ企業の知的財産の競争力向上と事業化の基盤構築に向けた議論が行なわれる。

キム・ホウォン特許庁長は、「早くも 31 周年を迎えた大韓民国発明特許コンテストに未来の新成長エンジンに成り得る様々なアイデア製品が出品された。今回の展示会を通じて発明について国民的な認識を新たにし、優秀な特許技術が韓国の枠を超え、世界各国で商品化される転機となることを期待する。」と述べた。

一方、優秀発明品受賞製品の展示とともに、観覧客が参加できる様々なイベントが用意された「大韓民国発明特許コンテスト」など、3 本の展示会は無料で行なわれる。その他の詳細な事項は、韓国特許庁産業財産振興課(042 - 481-5322)、韓国発明振興会発明振興チーム(02 - 3459-2842)で問い合わせ可能だ。

2-1-2 国家競争力強化に向けた 2012 年度標準特許創出支援の成果発表

韓国特許庁(2012. 11. 30)

- 韓国特許庁は、11 月 30 日、韓国知識財産センターにて今年「標準特許の創出支援事業」に基づき支援を行なった研究課題について結果発表会を行う。
 - 発表では、「国家競争力の強化に向けた標準特許の必要性」についてキム・ホウォン庁長が基調演説を行うほか、事業結果及び課題別の細部成果を発表する。
- 標準特許の創出支援事業とは、R&D 段階から標準制定以降の段階にまで標準特許を創出できるように支援を行う事業だ。
 - ① R&D 段階では、産官学で開発(予定)が行われている R&D 技術の標準化動向と特許を分析し、標準特許を創出できるように支援
 - ② 国際規格案の開発段階では、R&D 段階で開発された技術と特許が標準化に反映できるよう、特許中心の国際規格案の開発を支援
 - ③ 標準制定以降の段階では、標準技術関連の一般特許についても一部補完して標準特許化できるよう、後続の管理戦略を支援している。
 - 支援の結果、11 月現在、116 件の標準特許出願、韓国の特許技術を反映した

国際規格案を 37 件提案、標準技術と関連のある一般特許 132 件を分析し、請求項の補正などをして 27 件を標準技術にマッチ(標準特許化)、標準特許関連の詳細情報約 5000 件提供などの成果を上げた。

。より具体的な成果は次のとおりである。

- ① 交通研究院が民間企業と共同で研究・開発中の「次世代知能型交通システム(ITS)」の国際標準開発課題を支援して特許戦略を確立し、それをインテリジェント・ディスカバリー(ID)と専用実施権の契約*を締結(2012.6)

*ID が特許戦略(アイデア)に続く発明の特許出願から登録までの手続きの代行やコストを負担し、研究院は登録後、一定割合のロイヤルティを受け取るという内容で締結

- ② 今後 10 年間の有望技術として選定された光インターネット技術と関連した韓国電子通信研究院の R&D 課題*を 2011 年から支援し、標準特許化して国際標準化機関に宣言(2012 年 4 月)

*5GB の高画質映画ファイル 1 つを 4 秒(現在より 100 倍速い)でダウンロードできる最新の光伝送技術であり、今年、国際標準化機関である国際通信連合の電気通信標準化部門(ITU-T)から国際標準として採択され、7 件の標準特許を宣言

- ③ 韓国電子通信研究院で研究・開発中の 3DTV の標準技術開発課題の支援を通じて研究院が保有している一般特許を分析し、標準特許化して特許プールへの登録を支援(2012 年 9 月)

*保有特許について標準特許分析を支援した結果、標準特許化した特許を世界的な特許プール管理機関 MPEG LA 管理の MVC(Multiview Video coding)特許プールに登録し、今後、相当のロイヤルティ収益の発生が期待されている。

。また、今年の事業は、24 本の支援課題のうち 1 本当たりの平均海外特許出願件数が 11 月現在 1.04 件になっており、昨年に支援した 21 本の課題(0.85 件)より 122%増加した。今後、各課題の国際標準化が進むにつれ、実質的な標準特許関連の出願件数はさらに増えると期待されている。これは、本事業を通じて R&D 課題を行う研究機関が標準特許の重要性を踏まえ、戦略的な特許創出に取り組んできた結果だと分析できる。

。韓国特許庁の関係者は、来年からは支援対象を一層拡大し、標準特許の創出が難しい中小・中堅企業を対象に標準特許の分析及び支援戦略を集中的に支援する予定だ。さらに、標準特許部署間における協議会や標準特許戦略フォーラムなどを通じて標準特許を確保できる様々な支援政策を確立し、国家競争力の強化に役立ちたいと話している。

2-1-3 知的財産に強い R&D 研究人材育成を本格化

韓国特許庁(2012. 11. 30)

特許出願・登録及びその活用など、研究成果に対する知的財産権の重要性が世界的に

強調されているなか、知的財産(IP・Intellectual Property)に強い R&D 研究人材の育成プログラムが本格的に始動した。

国際知識財産研修院と科学技術連合大学院大学(UST)は 30 日、「国家 R&D の効率化を目指した IP-R&D 専門人材の育成及び、知的財産権の質的水準の向上のための了解覚書(MOU)」を締結した。

今回の締結を通じて UST は、国際知識財産研修院の IP 教育を正規教科目(1~2 単位)に編成して新入生には必須課目に定め、徐々に在生までが優秀な IP 教育を履行できるようにする方針だ。

また、両機関は、国の IP 専門家と R&D 専門家の力量をともに向上するため、▲UST 教授に対する知的財産教育及びコンサルタント、▲韓国特許庁の審査官・審判官を対象に新技術教育の実施、▲先端技術の動向について情報を習得するため DB 共有、▲国有特許の管理及び職務発明制度について教育及びコンサルタント、などの取り組みで相互協力することに合意した。

国際知識財産研修院は、知的財産人材を育成する専門教育機関であり、UST は、政府系研究機関の優秀な研究員が最先端の研究施設・設備を利用して専門化された「R&D 現場中心の教育」を実施している韓国唯一の国家研究所大学だ。この両機関は、知的財産への理解を持っている R&D 専門人材の育成が切実だということにコンセンサスを形成した。

韓国特許庁は、「国家 R&D 効率化目指した IP-R&D 専門人材の育成推進」のため、29 か所の研究機関で教育を担当している UST と第 1 段階事業を推進してきた。第 2 段階では、大徳(テドク)研究開発特区における 1,266 機関の研究員を対象に、IP-R&D 教育を拡大実施し、技術開発の成果物を権利化するなど、知的財産を評価・活用・保護できる総合的な管理能力を兼ね備えている人材の育成を本格化する。

さらに、研究院及び企業の時的財産の創出・管理人材を対象に、第 1、第 2 段階で確立された標準 IP-R&D 教育プログラムを e-Learning に制作して全国レベルで普及するなど、国家 R&D を積極的に効率化し、知的財産の大衆化を進めていく。

国際知識財産研修院のパク・コンス院長は、「今回の MOU 締結を皮切りに、国家 R&D の効率化を図るため IP-R&D 専門人材の育成に国際知識財産研修院が積極的に取り組んでいきたい。」と語った。

一方、UST のイ・ウンウ総長は、「世界的な特許合戦のなか、知的財産への理解は R&D 専門家には欠かせないものとされている。知的財産についての理解と力量の向上への取り組みを通じて国レベルの大きな利益創出に結びつかれることを期待している。」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスン対アップルの訴訟、 아이폰 5 と NOTE まで？

電子新聞(2012. 11. 16)

米国におけるサムスン電子とアップルの訴訟の対象が拡大された。両社はそれぞれ、相手に提起した特許侵害訴訟において「 아이폰 5」や「ギャラクシー・NOTE」など、訴訟対象に新モデルの追加の許諾を得た。

米国時間の 15 日、ブルームバーグ通信は、米カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所のポール・グレウォール治安裁判官がサムスン電子に対してはアップルの「 아이폰 5」を、アップルに対してはサムスン電子の米国向け「ギャラクシー・NOTE」、「ギャラクシー-S3」に「ジェリービン OS」を特許訴訟に追加できるように許容したと報じた。ただし、「ジェリービン OS」OS の追加は、「ギャラクシー・ネクサス」に限る。

この判決は、米カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所で進められているサムスン電子とアップルの 2 回目の特許訴訟で下された内容だ。7 月の裁判において同所の陪審員は、サムスン電子がアップルの特許 7 件のうち、6 件を侵害したとして 10 億 5000 万ドルの賠償を命じる評決を下した。

米国における 2 回目の特許訴訟審理は、2014 年に行われる。裁判所に提出した資料によると、アップルの「 아이폰」、「アイパッド」、「アイポットタッチ」、そしてサムスン電子の端末 19 種類が対象となる。これまで両社は、相手企業が提訴後に発売した新機種を特許侵害の訴訟に追加する方策を探っていた。

同通信は、サムスン電子とアップルが 2190 億ドル規模の世界スマートフォン市場をめぐり、4 大陸で特許訴訟を展開していると報じた。

<パク・ヒョンソン記者>

3-2 サムスン電子、「アップルと HTC 間の合意書提供」を要請

電子新聞(2012. 11. 17)

サムスン電子は、アップルと HTC 間のライセンス合意書のコピー版の提供を裁判所に要請した。

米国時間の 16 日、ビジネスウィーク(ブルームバーグ)は、サムスン電子が米カリフォルニアのサンノゼ地方連邦裁判所に「アップルと HTC 間のライセンス合意書のコピー版をサムスン電子に提供するよう、アップルに命令してほしい」という公式の要請書を提出したと報じた。

サムスン電子は、この合意内容がアップルによるサムスン電子スマートフォンの販売差し止め要請と密接に関連しているためだとその理由を説明した。アップルは、最近、2 年間行ってきた HTC との特許訴訟に終止符を打った。両社は、両社の現在と未来の特許技術を包括する 10 年間のライセンス契約を含む和解案に合意したのだ。

サムスン電子は、アップルと HTC 間で合意されたライセンス特許の一部が自社とアップルの特許訴訟と重なる部分があると確信している。

アップルは、特許侵害を理由にサムスン電子を提訴し、ライセンス費用では解決できないと主張してきたが、同じ特許に対し、HTC とサムスン電子に異なる態度を取ったのなら、アップルの主張は説得力を失うという主張だ。

<パク・ヒョンソン記者>

3-3 サムスンディスプレイ、LGD の OLED 特許の無効訴訟を提起

電子新聞(2012. 11. 19)

サムスンディスプレイが LG ディ스플레이の有機発光ダイオード(OLED)の特許 7 件が無効だとして訴訟を提起した。LG ディ스플레이が OLED 特許 7 件を侵害したとしてサムスンを相手に訴訟を提起したことを受け、サムスンは、この特許自体が無効だと反撃したのだ。サムスンと LG の OLED ディ스플레이特許をめぐる係争が過熱している。

サムスンディスプレイは、LG ディ스플레이の OLED 特許 7 件が新規性と進歩性に欠けているため無効だとして特許審判院に訴訟を提起したと 19 日に発表した。この訴訟は、LG が提起した特許侵害訴訟とは別途に進められる。

LG ディ스플레이は、ギャラクシーS3 をはじめ、サムスンの最新スマートフォンが自社の OLED パネルの設計技術特許を侵害したとして、サムスン電子とサムスンディスプレイを相手に 9 月に訴訟を提起した。そこで、LG ディ스플레이の OLED パネル設計技術 3 件、OLED 駆動回路関連技術 3 件、OLED 器具設計関連の技術 1 件で全て 7 件の特許を侵害した主張した。

これに対し、サムスンディスプレイは、別途の無効審判訴訟を提起し、特許自体が無効だと反論した。LG の特許が無効だという結果が出れば、LG が提起した特許侵害訴訟は成立できなくなる。

係争は、4 月から始まった。警察は、4 月にサムスンディスプレイの OLED テレビ技術を持ち出した疑いで LG ディ스플레이と協力会社などの役員を検挙した。検察が 7 月に起訴し、現在裁判中だ。その上、サムスンは、自社の AMOLED 技術を LG ディ스플레이が使用できないよう、使用差し止めを求める仮処分まで申請した。

LG ディ스플레이は自社の技術力を立証しながら、サムスンを圧迫するためのカードを切り出し、これに対してサムスンは、特許無効訴訟で反撃を図った構図だ。

サムスンディスプレイは、「LG が主張している特許を分析した結果、特許の要件が欠如していることを把握したため、無効訴訟を提起した。これとは別途に LG が提起した訴訟については、来月中旬にまで答弁書を提出する予定だ。」と述べた。

LG ディ스플레이は、「特許の無効訴訟は、すでに予想していた。適切に対応していきたい。」とコメントした。

<ムン・ボギョン記者>

3-4 米 ITC、特許訴訟の全面的見直しへ

電子新聞(2012. 11. 20)

米国の国際貿易委員会(ITC)がサムスン電子とアップルの特許侵害訴訟を全面的に見直すという。

米国時間の 19 日、ITC は、9 月にアップルがサムスン電子の特許を侵害していないという予備判決を覆し、改めて判決を下すと発表した。

再審では、原審の予備判決を維持するのが一般的だが、ITC が再検討を決定したことで、サムスン電子がアップルとの訴訟を覆すチャンスになるかどうか注目が集まっている。

ITC は、9 月、サムスン電子がアップルによる侵害された特許として提起した無線通信関連の標準特許 2 件と、電話番号を入力する方式についての特許や、デジタル文書の読み込み・修正方式の特許 4 件を、アップルが侵害していないという予備判決を言い渡した。

そのため、サムスン電子は ITC に再審を求め、見直しという答えを導き出した。

ITC は、サムスン電子とアップルに再検討に必要な資料を要請する計画だ。ITC は、両社に特許侵害、特許権利の範囲についての解釈、FRAND 条項など、13 項目の質疑書を提示した。サムスン電子とアップルは、それぞれ来月の 3 日と 10 日にその答弁書を提出しなければならない。

ITC の最終判決は来年の 1 月 14 日に予定されている。

サムスン電子は、「再審査の決定を歓迎しており、最終判決ではサムスン電子の主張が受け入れられると確信している。」と述べた。

<キム・インスン記者>

3-5 ウィップス、特許戦争の本場に参入

電子新聞(2012. 11. 20)

ウィップス(WIPS、<http://search.wips.co.kr/>)が米国市場に別途の法人を設立し、知的財産(IP)サービスの事業領域を世界中への拡大を目指すという。

韓国 IP 専門サービス企業のうち、米国に会社を設立したのはウィップスが初めてだ。ウィップスは、19 日、「米国のワシントンに別途の会社を設けた。オフィスの契約が済み次第、米国市場を中心にサービス提供を始める。」と発表した。

米国現地の IP サービス専門家を代表として法人を設立するなど、運営の準備はすべて終えた状態だ。現地環境とお客のニーズに合わせたサービスを行うため、職員の 7 人は全て現地で雇う計画だ。

イ・ヒョンチル代表は、「運営が軌道に乗るまでは現地のアメリカ人に運営を任せる

つもりだ。事業拡大などの本格化段階に入ってから、韓国から監査・管理担当を派遣する計画だ。」と述べた。

最近、アジアで法人を設立して事業を行っている IP 専門会社は登場したが、特許戦争の本場だと言われている米国で IP サービスを始めたのはウィップスが唯一だ。ウィップスも 9 月に海外事務所としては初めて「ウィップス・シンガポール」を開所したが、独立法人の形で海外に進出したのはこれが初めてだ。イ代表は、「特許の検索・分析・調査など、ウィップスが行っているサービスの大半を米国でオン・オフラインを通じて提供したい。」と語った。

1999 年に設立されたウィップスは、現在、オンライン上における特許の検索・分析サービスに強みを持っている。世界的な特許検索サービス「ウィップス 4.0」と専門家向け特許分析サービス「ウィンテルリップス(WINTELIPS)」などを利用してオーダーメイド DB 構築とシステム開発に乗り出した。オフラインでは、先行技術調査・無効資料調査、特許・技術・市場の動向分析、技術評価・技術移転・事業化など、IP 基盤の総合コンサルタントを行っている。

韓国の国内 IP 市場で培ってきたノウハウと、世界特許関連データベース(DB)システムが海外に進出する土台になったという。ウィップスは、韓国では約 3000 の企業・機関と取引を行っており、民間 IP サービス市場で首位をキープしている。

イ代表は、「再契約率が 98%という高い水準の顧客満足サービスを支えとし、米国市場でも現地に合わせた IP サービスを提供していきたい。世界知的所有権機関(WIPO)が選定した世界 6 大の特許情報サービス会社に認められたカナダのトムソン・ロイターなど、グローバル企業と肩を並べるようになった。」とコメントした。

<クォン・ドンジュン記者>

3-6 タッチスクリーン「アップル特許」で成長限界

デジタルタイムズ(2012. 11. 27)

MS 社のウィンドウズ 8 の登場でタッチスクリーン市場への関心が高まっているなか、アップルがタッチスクリーン関連のコア技術特許を多く出願しているため、市場拡大のネックになりかねないという見方が広がっている。

26 日の業界によると、タッチスクリーン・タッチパネル技術が様々な角度から開発されている一方で、画面拡大や圧力認識などの関連技術を開発してもアップルが最近多くの特許技術を登録したため、その迂回または、使用料を支払わなければならなくなっており、直ちに関連市場が急拡大することが難しいという見通しが示された。

これについて、ディスプレイ部品素材研究センターのクァク・ミンギセンター長は、「インセル(in-cell)タッチの急速な市場拡大は限定的なものになる」と話している。インセルは、LCD パネルとタッチスクリーンを一体化する内蔵型タッチスクリーン技術だ。同センター長はさらに、「トランジスタ・インセル・タッチ技術は、アップルが特許を出

願しているため、パネルメーカーがその技術を採用したいなら、類似技術を開発するか、迂回の特許を確保する必要がある。」と述べる一方で、「インセル・タッチの応用技術とそれを適用した製品は、スマートフォンからノートパソコンにまで着実に拡大していくだろう。」という予想を語った。

技術だけではなく、UI(ユーザー・インタフェース)の面でもアップルはコア技術特許の多くを確保している。専門家によると、2002年から約10年間、マルチタッチ関連の海外特許は約490件が出願されたが、そのうち64件がアップルによる出願だ。

電子部品研究院次世代融合センサー研究センターのキム・ゴンニョンセンター長は、「アップルの特許のうち、マルチタッチ入力ジェスチャーに関する15件の特許は、マルチタッチで出来る事実上の全ての指の動作が盛り込まれているため、その克服も課題」と指摘した。

にもかかわらず、モバイル・デバイスを中心としたタッチスクリーン市場は徐々に成長していくと予想されており、関連技術の開発も進められている。

SKCハス新事業チームのキム・スンスチーム長は、4年後、携帯電話の9割がタッチスクリーンベースにシフトし、ノートパソコンもウィンドウズ8の登場で10台のうち1台以上はタッチスクリーンに変わると展望した。しかし、現在は大半を輸入に依存しているITO(酸化インジウムスズ)タッチパネルの単価が高価なうえ、透明透過率、重さ、強度などの問題があることを指摘し、代替材が必要だと説明した。同チーム長は、「来年末まで、こうした問題を改善したタッチモジュールを開発し、セットメーカーと議論して2年後をめどに量産体制を構築に乗り出す」と述べた。

<パク・ジョンイル記者>

3-7 サムスン・LG、グローバル特許係争の標的に

電子新聞(2012.11.27)

サムスン電子とLG電子がグローバル特許訴訟の標的にされている。

グローバル特許係争がスマートフォンメーカー同士の戦いから通信設備メーカー対スマートフォンメーカーの戦いに変わろうとしている。現地時間の26日、スウェーデンの通信設備メーカー・エリクソンがサムスン電子を相手に無線通信技術の特許侵害訴訟を提起し、フランスのアルカテル・ルーセントは、LG電子を提訴した。

グローバルICT市場で存在感が高まっている韓国企業を相手にした特許訴訟が相次いでいる模様だ。

エリクソンは、ホームページに声明を掲載し、「2年近くの交渉が失敗に終わり、サムスン電子を特許権の侵害として米国テキサス東部地方裁判所に訴訟を提起した。」と発表した。

エリクソンは、サムスン電子が自社の通信とネットワーク標準における必須特許技術を侵害したとして訴訟を提起した。エリクソンは、2006年、サムスン電子が自社の無線

周波数増幅技術などの特許を侵害したとして訴訟を提起したが、1年後に和解し、無線通信技術の共有に合意した。

エリクソン側は、「2年間サムスン電子側と交渉を行ってきたが、合意には至らなかった。サムスン電子がFRAND条件(公正かつ合理的で非差別的な条件)に違反した。」と主張した。

サムスン電子側は、「特許の再契約交渉に充実に臨んだが、エリクソンは2回にわたるこれまでの契約条件とは反対に、過度なロイヤルティを要求した。断じて受け入れることはできないうえ、必要な法的な措置は全て取る予定だ。」とコメントした。

一方、アルカテル・ルーセントは、LG電子が自社の携帯電話端末とパソコンの特許を侵害したとして米国サンディエゴ連邦裁判所に訴訟を提起した。

LG電子がインターネットや衛星をはじめ、通信でデータを効率的に送信し、DVDブルーレイディスクに保存するビデオ圧縮技術を侵害したと主張した。

LG電子の「チョコレート・タッチフォン」などの7つの商品がこの技術を侵害したとして910万ドルの損害賠償を要求したという。アルカテルは、同じ内容でアップルも提訴した。

LG電子とアップルは、「特許を侵害した事実がないし、問題となっている技術は数多くの部品のなかにある非常に小さな部分だ。」と反論した。

ある米国の弁護士は、「市場競争に負けた企業が特許を武器に訴訟係争を拡大している。市場シェアが高まった韓国企業が主な対象となっている。」と説明した。今回の訴訟を皮切りに、通信設備メーカーとスマートフォンメーカー間の特許係争が本格化するとみられている。

<キム・インスン記者>

3-8 アップルの目論見、デザイン特許期間の短縮で…

電子新聞(2012.11.28)

アップルがサムスン電子との訴訟で10億5000万ドルの陪審員の評決を出したコアデザイン特許の有効期間を短縮することで同意した。サムスン電子が米国カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所にアップルのデザイン特許2件がほぼ同然だとして特許の無効を主張し、それを回避するための対策だと分析されている。

28日の外国メディアによると、アップルは、サムスン電子のスマートフォン端末12機種が侵害したと認められた677特許の有効期間を短縮するという「権利期間の一部放棄(terminal disclaimer)」を米国特許庁に提出した。

677特許は、サムスン電子とアップルの特許係争の核心的な争点だった「角丸長方形」のiPhoneに関する内容だ。

サムスン電子は、評決後、アップルのデザイン特許677は二重特許(double patenting)だとして無効を主張した。もう1つのデザイン特許087と同然だという理由からだ。

これについてアップルは、677 特許の有効期間をこれより先に出願した 087 特許の期間と同じくする「ターミナル・ディスクライマー」で対応したのだ。D677 特許の有効期間は、16 カ月が短縮されるが、そのまま維持される。D087 特許は、2007 年 7 月に出願され、2027 年まで有効だ。

外国のメディアや専門家は、評決後、サムスン電子が持続的に提起している主張を裁判所が受け入れるかどうかは分からないと分析している。サムスン電子は、不十分な証拠で論証し、裁判官も陪審員の評決を修正しなければならないが、こうしたことは実現される可能性が低いとの説明だ。また、サムスン電子が評決以前にこうした問題を提起していたなら、陪審員の陪審額の算定は異なった結果になったという見方も示した。

D677 特許が無効化されれば、裁判官がこの特定特許の価値をどれほど高く評価するかは未知数だが、アップルに実質的な打撃になり得る。米国知的財産権コンサルタント企業 Tech IPM のイ・グンホ代表は、「権利を放棄しても 677 特許と 087 特許は維持され、有効期間が先行特許の満了時に消滅される。アップルは、サムスン電子による特許無効化を防止しただけであって、権利を放棄したわけではない。例え、677 と 087 特許が同じ発明に対する特許であれば、評決には問題があるし、この事項が裁判所の判断に何らかの影響を与える可能性もある。」と説明した。

<キム・インスン記者>

3-9 オランダ裁判所、「サムスンがアップルの特許侵害」

デジタルタイムズ(2012.11.29)

オランダ裁判所は、サムスン電子がアップルの特許を侵害したという判決を言い渡した。

オランダ時間の 28 日、ヘーグ裁判所のピーター・ブロック (Peter Blok) 裁判官がサムスン電子のスマートフォン端末「ギャラクシー」シリーズ数機種とタブレット PC がアップルの写真スクロール特許を侵害したという判決を言い渡したとブルームバーグなどの外国メディアが報じた。

オランダ裁判所は、「ギャラクシーS」、「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーACE」、「ギャラクシーTab(7 インチ)」、「ギャラクシーTab 10.1」に対し販売差止め処分を下した。

また、サムスン電子が判決に従わない場合、毎日、アップルに 10 万ユーロを支払うべきだと判決した。

同裁判所は、今年 8 月の予備判決においてもサムスン電子が該当特許を侵害したという判断を下した。

外国メディアは、「ギャラクシーS」、「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーACE」など、判決の対象となったのは、全て旧型機種であるため、オランダ裁判所の販売差止め措置がサムスン電子に与える影響はほぼないという見方を示した。

サムスン電子は、今回の判決について「残念に思っている。差し支えのない製品供給

と特許権利の確保を図るため、可能な法的対応は全て検討している。」とコメントした。

<キム・ナリ記者>

3-10 サムスン電子、特許登録した元研究員に敗訴

デジタルタイムズ(2012.11.29)

韓国裁判所は、サムスン電子と退職研究員の間で繰り広げられていた特許権侵害訴訟と関連し、サムスン電子は退職研究員に60億ウォンを支払うべきだという判決を言い渡した。今回の判決は、企業と元職員の間で起きた特許権訴訟であり、今後予想される類似な事例にも影響を与えると見込まれている。

29日、ソウル中央地方裁判所民事12部(部長裁判官キム・ヒョンソク)は、サムスン電子の元首席研究員チョン氏が会社を相手に提起した職務発明補償金の請求訴訟において、「チョン氏に約60億3000万ウォンの補償金を支払うべきだ」として原告一部勝訴判決を下した。

裁判所は、サムスン電子が2000年7月から2007年の間、チョン氏の特許で得た収益約625億66000万ウォンの1割に当たる金額を補償額として定め、チョン氏に軍配を上げた。

チョン氏は、1991年から1995年までサムスン電子首席研究員として勤務し、高画質(HD)テレビジョンの信号処理の研究を行ない、国内外に特許を出願した。

チョン氏は、退社後、会社側が自分の特許で巨額の収益を得ていながら、インセンティブとして2億ウォンだけを支払い、正当な補償を行なわなかったとして裁判所に訴訟を提起した。

これについてサムスン電子は、訴訟対象となった動画情報の圧縮技術(MPEG)の特許開発時に、必要な各種のインフラやコストを支援したことを理由に、控訴などをはじめ、積極的に対応する構えを示した。

サムスン電子の関係者は、「該当特許は、特許専門家や弁護士など多くの専門人材が相当な時間を費やしたから収益化を実現できた。最近10年間、元役員に支払った補償金は、年平均約50億ウォンに達しており、業界では最高水準だ。」とコメントした。

<イ・ヒョングン記者>

デザイン(意匠)、商標動向

4-1 商標もスマート時代

韓国特許庁(2012.11.19)

最近、スマートフォンをはじめ、「スマート」という単語が入っている名前の電子製品をしばしば見かける。では、商標の面から見た場合、電子製品にとって「スマート」または「smart」は、文字通り「賢い」商標なのか？

韓国特許庁によると、2012年10月31日現在、電子製品において「スマート」または「smart」という単語が含まれた商標の出願件数は、全体の約1000件以上であり、そのうち約600件が登録済みだ。これまでの出願は約100件弱で緩やかに上昇してきたが、韓国でスマートフォン加入者が大衆化の基準(加入件数500万)を越えた2010年10月以降の2011年(381件)と今年(232件)には、出願が爆発的に増加したといえる。商品の範囲を電子製品に限らないと、その数値はさらに増える。




「スマート」という名前が付けられた商品はスマートフォンだけではない。スマートテレビ、スマートカード、スマートセンサー、スマート自動車など、耳慣れている単語が4~5個もある。スマートが従来の商品名に付け加えられ、新しい概念の用語として生まれ変わったのだが、共通点は全て「コンピューターの支援機能を兼ね備えた」製品だということだ。

「スマート」という単語のこうした意味により、電子製品には「スマート」や「smart」が組み合わさった様々な形の商標の出願も続くと予想されている。

しかし、商品の特徴を直接表現している「スマート」のような単語は、一般需要者がそれを商標として認識し難い上、特定人に独占的な利用を許可してはならない単語だ。

こうした理由で、電子製品に関しては、「スマート」または「smart」を含める商標は、それ自体では決した「賢い」商標とはいえない。

韓国特許庁商標3審査チームのオ・ヨンホ課長は、「スマートまたはsmartを商標として登録を希望する場合、その商標なりの特別な何かが欠けている文字自体は登録が難しい。他の取引者と差別化を図った何かを持っているべきだ。」とアドバイスした。

独特な図案化で登録された実例をみると、「」、「」、「」などがある。

スマートまたは smart を含めた商標の出願・登録の現状

(2012.10. 31. 現在)

出願	2012	2011	2001~2010	1991~2000
09 類<電子製品>	232	381	847	133
全類	825	1071	2592	885

登録	合計	09 類<電子製品>	全類
201110. 31. 現在	2736	630	2106

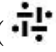
4-2 韓国を代表する商標とデザインが勢揃い

韓国特許庁(2012. 11. 19)

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会の主管で韓国最大の商標・デザイン展示会「2012 商標・デザイン権展」が11月29日から12月2日までの4日間、ソウルコエックス(COEX Hall)にて開催すると韓国特許庁が22日に発表した。

ブランドとデザインについて国民の関心を高めるために開催される今回の展示会では、韓国特許庁が8月から実施した「2012 優秀商標権コンテスト」の受賞式も行なわれる。

今回のコンテストで最優秀商標には、赤ちゃんの泣き声を分析し、遠隔で親に子供の状況を知らせる(株)アラム・ソリューションの「マミリング」が選ばれた。マミリングはただ泣き声を伝えるのではなく、科学的に分析して危機的な状況を知らせるアイデア商品だ。見慣れていないアイデア商品を母親が子供を抱いている形に形状化して、機能の紹介に親近さを加えて商標の役割を上手く活かしたとして高く評価された。

その他に、優秀商標には、ブランディンググループの「ハングリア()」が選定された。文字に代わり図形だけに構成されたハングリアは、ハングル創制の原理とハングルの美しさを取り込んだ商標としてアクセサリなどに応用され、ハングルを世界に知らしめる役割が期待されている。また、「ナルダ(運ぶ)」と「セダ(強い)」という韓国語を利用して農業向け電動車の性能を強調したクンウテック(株)の商標「ナルセン」が、ソム・エンジニアリングの済州オルレを紹介するスマートフォン向けアプリケーション「ソムヘオルレ(島に来る)」が、豚肉専門フランチャイズの商標「トンデドン(お金になる)」などが選ばれた。

一方、今回の展示会では、コンテストの受賞作以外にも「ディボ」のような韓国企業の有名キャラクター展示館とともに、自動車に乗って知的財産権を理解できる体験館などが設けられるなど、展示会を楽しめる施設が豊富に用意されている。また、音や匂いのような新しい概念を紹介する商標館では、五感で商標を体験する場を提供する。

訪問客が直接参加できるイベントも多く用意されている。自分の商標をつくって登録する全過程が体験できるほか、有名ブランドの鑑別方法の紹介や、正品と模倣品クイズ大会も開かれる。また、商標を活用したネイルアート、フェースペイントイベントを行う。さらに、有名モバイルゲーム会社が大会を開き、様々な景品を提供する。

韓国特許庁産業財産政策局イ・ヒョンデ局長は、「今回の展示会を通じて、現代社会における商標とデザインの経済的な価値を新しく認識してもらい、様々な分野の学問やイノベーション、感性の結び合いで生まれた知的財産を尊重する社会的な雰囲気をつくることに貢献するだろう。」と述べた。

今年で7回目を迎える商標・デザイン権展は、2010年から「大韓民国発明特許大戦」と「ソウル国際発明展示会」を統合して開催し、知的財産について国民の認識を高めるほか、特許、デザイン、商標などの製品(技術)の展示や流通を促進する韓国最大の展示

会として位置付けられている。

4-3 K-POP ブームで「レコードや芸能業」商標出願が増加

韓国特許庁(2012. 11. 28)

韓国のドラマや K-POP の世界的人気に支えられ、レコードや音楽講演業、映画制作業、テレビジョン番組制作業などの芸能業関連商標の出願も相次いでいる。

韓国特許庁によると、2005 年から 2009 年までレコードや芸能業関連の内国人による出願は、年平均 2400 件で大幅な変動はなかったのが、2010 年 3328 件、2011 年 4825 件と大幅に増加した。今年 10 月末現在も 4185 件が出願され、昨年の同月比 358 件も増えており、この水準だと 12 月末まで約 5300 件の出願が予想されるという。

また、韓国の芸能プロダクションの場合、レコードや芸能業にとどまらず、化粧品、衣類、アクセサリ、文房具、食品など様々な分野に出願している。これは、現在のドラマ、映画、K-POP から始まった韓流ブームが韓国商品への購入に結び付かれているのが背景にあるという意見だ。

特に、多くの K-POP スターが所属している SM エンターテインメント、JYP エンターテインメント、YG エンターテインメントの場合、少女時代、SUPER JUNIOR、WONDER GIRLS、2PM、BIGBANG、2NE1 などのグループ名が商標出願の相当部分を占めている。グループ名を「ブランド化」して商品の価値を高め、他人から商標権を保護するための方策だと分析されている。

最近、世界的な人気を呼んでいる歌手 PSY のように K-POP は、YouTube、Facebook、Twitter などのインターネットやモバイルを通じて世界に同時多発に広がっているため、韓国の枠を超え、海外進出を考慮した国際商標出願の必要性が高まっている。

しかし、一度の出願で諸国に出願した効果が得られる「マドリッド国際出願システム」を利用した商標出願は僅か 2 件と非常に低い水準だ。JYP エンターテインメントが 2008 年に歌手「ピー(Rain)」関連の商標を米国、イギリス、中国、日本、オーストラリア、シンガポールに出願し、最近では、YG エンターテインメントが「2NE1」という商標を欧州、日本、オーストラリア、シンガポール、ベトナムに出願し、現在審査中にある。

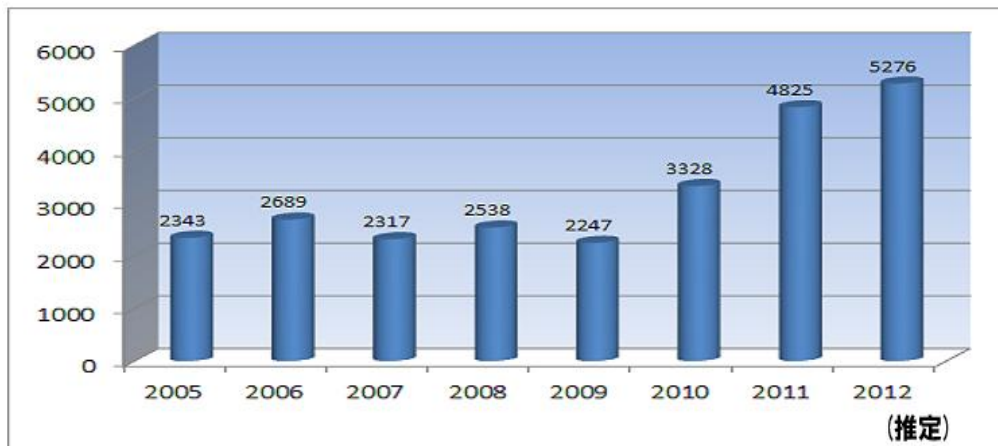
韓国特許庁の関係者は、「海外で効果的に商標権を取得、保護するためには、出願の手続きが簡単でコスト削減が可能な「マドリッド国際出願システム」を積極的に活用する必要がある。」とコメントした。

「マドリッド国際出願システム」の情報は、韓国特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) と顧客相談センター(1544-8080)で提供している。

1. レコードや芸能業関連の韓国商標出願の現状

年度別における国内出願の現状

(単位：件)



※2005年~2009年までの累積件数：12134件

※2005年~2009年の平均：2427件

□前年同期比出願増加の現状

期間	2011年1月~10月	2012年1月~10月	前年比	
			増加件数	増加率
件数	3827	4185	358	9.35%

2. 韓国の芸能プロダクションによる国内商標出願の現状

□分野別の出願現状

分類	3	9	14	16	18	21	25	28	30	32	35	41	その他	合計
関連分野	化粧品	レコード・映像・電機通信	貴金属・アクセサリ	文房具	カバンなどの革製品	家庭・生活用品	衣類・靴など	娯楽機器・体育用品	食品	飲料	卸・小売業	芸能業	※1類当たり80件以下	
件数	88	339	92	138	135	84	161	120	99	94	84	200	369	2003

その他一般

5-1 窓ガラスがディスプレイに？

韓国特許庁(2012. 11. 16)

最近、窓ガラスが情報を提供するように見える透明ディスプレイ技術が脚光を浴びている。この透明ディスプレイ技術は、情報映像を示すディスプレイ素子に必要な応じて光を透過させる、透明窓ガラスに転換できるようにするものだ。この技術の市場潜在力は非常に大きいとされている。

透明ディスプレイ技術は、酸化物の薄膜トランジスタ(TFT)を利用して具現化する。ディスプレイを動かす従来方式 TFT は、素材がシリコンだったため不透明だったが、シリコンに代替する酸化物の半導体が開発されたことで、透明な TFT の製造が可能になったのだ。

この酸化物 TFT の特許出願が盛んになっている。酸化物 TFT は、高い移動度を持つ。移動度は、磁場に対する移動速度の比で、その値が大きければ大きいほど、大画面での高速駆動が可能になる。

韓国特許庁によると、酸化物 TFT 技術の特許出願は、2006 年以前までは 30 件弱だったが、2007 年から年間 60 件以上が毎年出願されているという。2003 年度以降からの累積出願件数は、597 件だ。韓国人による出願が 407 件(68%)、外国人の出願が 190 件(32%)を占めている。

2003 年度以降の出願件数を出願人別に分析すると、LG ディ스플레이 106 件(18%)、サムスン電子 91 件(15%)、日本の半導体エネルギー研究所 85 件(14%)、サムスンディスプレイ 79 件(13%)、韓国電子通信研究院 21 件(4%)、キャノン 19 件(3%)、出光興産 18 件(3%)、富士フイルム 16 件(3%)、LG 電子 13 件(2%)などだ。

今年 1 月、米国ラスベガスで開かれた世界最大の電子製品見本市では、酸化物 TFT を搭載した透明スマートウィンドウが公開された。その他、透明モニター、透明キーボード、そして透明ディスプレイを利用した拡張現実など、様々な形態の透明ディスプレイも開発されている。

一方、酸化物 TFT は、高電子移動度を持っているため、従来の TFT より高画質と高

速駆動に適合している。アップルは、4月に酸化物 TFT を適用した「新しいアイパッド」を発売した。高画質の高速駆動製品における酸化物 TFT ディスプレイへのニーズはさらに高まると予想されている。

韓国特許庁の関係者は、透明ディスプレイ技術をリードしていくためには、そのコア技術である酸化物 TFT の研究開発とともに、法律で技術を保護する特許を確保すべきだと強調した。また、本格的な量産化に備えるため、常用化技術開発への取り組みも必要だと述べた。

<酸化物 TFT の年度別における国内出願件数>

□ 年度別の国内における出願件数

	2006 以前	2007	2008	2009	2010	2011	2012.10	累計(%)
内国人	13	48	70	81	66	59	70	407(68%)
外国人	17	14	12	52	49	28	18	190(32%)
合計	30	62	82	133	115	87	88	597(100%)

<酸化物 TFT の出願主体別の出願現状>

(期間：2003～2012.10)

出願人	出願件数	割合(%)
LG ディスプレイ	106	18%
サムスン電子	91	15%
半導体エネルギー研究所	85	14%
サムスンディスプレイ (SMD、サムスン SDI まで含める)	79	13%
韓国電子通信研究院(ETRI)	21	4%
キャノン	19	3%
出光興産	18	3%
富士フイルム	16	3%
LG 電子	13	2%
その他	149	25%
合計	597	100%

5-2 「優秀 IP 確保を目指し特許出願費用を直接費にすべき」

電子新聞(2012. 11. 18)

韓国が特許大国へ飛躍するためには、国の研究開発(R&D)事業の特許出願費用を間接費用から直接費用に転換させるべきだという主張が提起された。国の R&D 事業の結果物を論文公開以前に特許権等手続きとして義務化すべきだという意見も出された。

「R&D IP 協議会」は、16 日、ソウルで開かれた「IP 成果拡大フォーラム 2012」においてこうした内容が盛り込まれた「政府に対する提案」を発表した。本会議は、全国 89 か所の公共技術移転専門組織(TLO)が参加する R&D IP 協議会の主催で、教育科学技術部・韓国特許庁・電子新聞がスポンサーを務めた。韓国特許庁・知識財産委員会の公務員が大勢に参加したため、政策に反映できるかどうか注目されている。

協議会は、間接費用として定められている特許出願・登録費用を直接研究費に分類すべきだと主張した。研究者の R&D 結果物の特許出願を義務付けられるようにするためだ。今の特許出願・登録費用は、委託研究開発費、成果活用支援費、研究ノートの活性化関連の経費などとともに、間接費用に分類されている。委託研究開発費用などの他の経費に資金が要され、予算は不足してしまいがちであるため、研究者は特許出願に及び腰だ。出願も概ね国内にとどまっている。協議会は、米国の大学の例を挙げながら、米国内に比べ海外への出願の割合が 100%に達しているが、韓国は 10%にも満たないという比較資料を紹介した。

さらに、IP 経費を直接研究費として計上し、繰越し使用も可能にすべきだと強調した。1 つの発明が特許登録決定を受けるまで国によって毎回審査を受けるなど、相当の時間が要される。欧州だと 5 年ほどがかかる。繰越しできない現状では、登録に要される経費を個人、または機関が負担するしかない。

大学・公的研究機関の政府 R&D 事業研究責任者が出願前に論文を公開することも防ぐべきだという意見も出された。研究者の多くが認識不足で論文の発表ばかりに気を取られ、特許の確保は二の次になっている。苦勞して開発した R&D の結果物が収益に結びついていないのだ。論文に一度公開されてしまえば、特許確保は難しくなる。欧州では、論文発表後には出願が不可能だ。

その代案として、「研究機関の IP 専門組織の確保」と「規模の拡大」が挙げられた。大学と公的研究機関における知的財産業務の専門人材の保有率は、50.7%にすぎない。労力も 3.5 人とどまっている。R&D IP 協議会のパク・ホヨン会長は、「国の IP 競争力を高めるためには、何よりも優秀な特許を確保することが急がれている。現行では、資金不足で特許出願を無視するか、資金があっても時期を逃れて出願が出来ていないケースが散見されている。」として対策の必要性を強調した。

<キム・ジュンベ記者>

5-3 カラー鋼板市場が拡大基調

韓国特許庁(2012. 11. 19)

最近、金属に色を利かせた色とりどりのカラー鋼板の需要が増加している。カラー鋼板とは、一般的な鋼板に塗料を塗ったり、フィルムを貼りあわせたりした特殊鋼板のことであり、多彩なカラーや模様など外見が華やかなうえ、再加工の必要がないため人気が高くなっている。

こうしたカラー鋼板は、洗濯機、冷蔵庫、テレビなどの高級家電製品の表面用に多く使用されており、特に、室内インテリア用の建築材料として人気を得て市場規模が急拡大している。

年間 115 万トン水準の韓国のカラー鋼板市場は、「トングク製鋼」の子会社である「ユニオン・スチール」が 3 割以上のシェアを占めて市場をリードしており、「ポスコ鋼板」が 2 割、残りは「トンブ製鉄」などの約 10 社が占めている。「ポスコ経営研究所」によると、グローバル経済の不確実性が続いているなかでも、2013 年カラー鋼板の内需市場は、3.3%以上増加すると見込まれている。

このため、「ポスコ」は子会社であるポスコ鋼板を通じて生産・販売してきたカラー鋼板を開発から供給まで直接手掛けることを決めたほか、ユニオン・スチールは、釜山工場に 2 の新規ラインを増築した。一方、トンブ製鉄は、タイにカラー鋼板の生産工場を建設するなど、関連メーカーが供給量を着実に増やしている。

カラー鋼板の競争力の源泉は、鋼板の表面技術だ。韓国特許庁によると、2004 年から 2010 年まで、カラー鋼板製造技術の特許出願は 367 件であり、2004 年に 33 件、2010 年に 88 件が出願されるなど、関連技術の特許出願が毎年増加している。

カラー鋼板技術の出願別の動向をみると、ポスコ 44%、トンブ製鉄 6%、「現代ハイスコ」6%、ユニオン・スチール 5%、「新日本製鉄」などの日本勢が 16%、その他が 23%を占め、比較的に韓国の大手製鉄メーカーが技術開発をリードしていることが明らかになった。

技術分野別では、反応性の被覆処理方法に関する出願が 31%と多数を占め、溶融メッキ関連が 27%、複合被覆層が 17%、その他被覆処理方法に関する出願が 25%を占めている。

韓国特許庁金属審査課のソ・ヒョンヨン課長は、「カラー鋼板の市場が大きく成長しており、競争も激しさを増しているだけに、カラー鋼板の製造技術の特許出願も相当の間、持続的に増加するだろう。」という見通しを示した。

<年度別のカラー鋼板技術の特許出願の動向>

(単位：件)

	年度別の出願件数							
	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	合計

韓国人	23	27	32	34	41	45	74	276
外国人	10	12	10	10	17	18	14	91
合計	33	39	42	44	58	63	88	367

< 出願人属性別のカラー鋼板技術の特許出願の動向 >

出願人	出願件数	割合(%)
ポスコ	163	44
トンプ製鉄	22	6
現代ハイスコ	21	6
ユニオン・スチール	17	5
新日本製鉄	23	6
JFE スチール	19	5
神戸製鋼所	17	5
その他	85	23
合計	367	100

< 技術分野別のカラー鋼板技術の特許出願動向 >

技術分野	出願件数	割合(%)
反応性の被覆処理方法	113	31
溶融メッキ処理層	99	27
複合被覆処理層	64	17
その他の被覆処理方法	91	25
合計	367	100

5-4 思い出の飛び石、特許で進化する

韓国特許庁(2012. 11. 20)

故郷の小川や河川に敷かれた飛び石を渡る見慣れた風景が最近、変化している。水辺空間の有効利用という認識が拡大するとともに、国と自治体により都心の河川整備が行われ、都心の水辺空間を豊かにする新しい形態の飛び石が登場しているのだ。

韓国特許庁によると、飛び石の特許出願件数は、2007年18件、2008年25件、2009年33件、2010年45件、2011年62件と毎年増加しているという。

かつては川を渡るために置かれた通行手段の飛び石が、最近の河川では、それ自体が

素晴らしい生態系空間になっている。散歩路、運動施設、韓国式のあずまやなどの様々な施設が設けられ、休息や運動空間として構築されるとともに、飛び石にも様々な機能が融合されている。

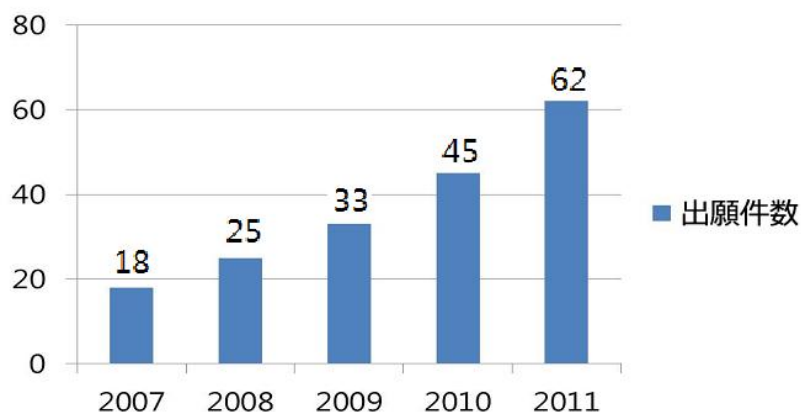
飛び石を機能別に分析すると、自然の生態系環境を構築するため、水質浄化設備が搭載された飛び石、魚が自由に動き回る魚巢付きの飛び石、水量の変化によって飛び石の数を調整できる自動飛び石などがある。

さらに、飛び石固有の機能に景観や健康、楽しさという要素を加えた夜間の景観照明用のランプが点滅する飛び石、多数の突起が付いて指圧効果を持つ飛び石、足を踏まえると音が流れる飛び石などが特許出願され、美しい河川景観をはじめ、様々な体験活動の場を提供している。

その他にも、河川に沿って自転車道路のネットワークが構築されたことで、利用者が自転車とともに河川を散歩できるレールが含まれた飛び石が特許出願されている。

韓国特許庁建設技術審査課のイ・ギワン課長は、「都心の河川が体験や休息が楽しめる文化空間として利用されているため、飛び石も生態系環境や夜間の景観をはじめ、楽しさを提供する施設として愛されている。河川に設置される公共施設への利用とニーズが高まるにつれ、様々な機能を組み入れた飛び石の特許出願が増加していくだろう。」と予想を語った。

＜飛び石の年度別における出願動向＞



5-5 韓国のディスプレイがすごい、日本も「求愛中」

電子新聞(2012. 11. 22)

韓国のディスプレイ産業は近年、先進国の進んだ技術を取り入れ、「量産」大国から「技術」大国への飛躍を目指している。韓国のディスプレイメーカーは、LCD パネルの性能とコストの改善、次世代のディスプレイ技術を手に入れるため、海外の先進企業と提携を推進している。主な対象は日本メーカーだ。販路を失っている日本企業は生き残りのため、韓国企業の要請に応じた形だ。直接韓国企業にコンタクトし、技術の購入を求め

たケースもある。

オプトデザインは、LCD バックライトユニット(BLU)の発光ダイオード(LED)効率を高める技術を保有しているメーカーだ。サムスン電子は最近、オプトデザインと技術ライセンスを交渉しているという。LED チップを少量化しながら明るさを維持できれば、コスト削減をはじめ、電力消費量の大幅な改善となる。他の BLU メーカーの A 社も、関連のニュースを受けてサムスン電子に問い合わせたという。まだ検証済みの技術ではないため、提携には至らなかったが、日本の強小企業の求愛はしばらく続くと思われている。

日本経済新聞によると、LG ディスプレイが日本の薄膜トランジスタ(TFT)製造関連の基盤技術を保有しているフィルテックとの提携を推進しているという。フィルテックは真空状態ではない普通の大気環境で TFT をつくる技術を持っている。シャープの支援の下で商用化を急いだが、シャープの経営難が深刻化したことで、この技術に関心を示した LG ディスプレイと協力を模索中だ。

次世代ディスプレイ技術の取り入れも積極的だ。サムスンディスプレイは、フレキシブル・ディスプレイ密封技術を確保するため、米国の「バイテックス」社から特許権を購入した。事前にライセンス契約を締結した企業を除けば、バイテックスの技術はサムスンディスプレイのみが使用可能になっている。

サムスンディスプレイは、これに先立ち、有機発光ダイオード(OLED)燐光材料分野で最先端技術を保有している米国の「ユニバーサルディスプレイ(UDC)」社と特許及び技術に関する戦略的な提携を結んだ。燐光材料は、蛍光材料より発光効率が4倍以上も高く、寿命も長い。一方、日本の保土谷化学と OLED 素材の共同開発に乗り出し、子会社の持ち分投資にも参加した。

LG ディスプレイは、日本素材メーカーの代表格である出光興産から OLED 発光素材から端末構造の技術まで独占提供されている。出光興産は、LG ディスプレイとの協力を強化するために韓国の坡州(パジュ)市に工場を設立する。来年1月から操業を始める予定だ。

新日鉄住金も韓国のディスプレイ市場への進出に死活をかけている。最近、韓国メーカーと協力を図る駐在員を派遣した。強化ガラスに代替するプラスチックパネルやカラーレジスト、OLED 発光素材などを戦略的な品目として選定した。業界の関係者は、「韓国は、攻めの先制的な投資と優れた生産技術により、ディスプレイ大国として位置付けられて、誰もが無視できない技術大国となりつつある。」と語った。

<ムン・ボギョン記者>

<海外技術メーカーの提携現状>

国	企業名	コア技術	提携の現状
米国	バイテックス	フレキシブル・ディスプレイの密封技術	サムスンディスプレイに特許権を売却

	ユニバーサル・ディスプレイ	OLED 燐光材料	サムスンディスプレイと技術及びライセンスを提携
日本	オプトデザイン	バックライトユニットのLED 効率を高める技術	サムスン電子と技術提携を交渉中
	フィルテック	大気中で TFT をつくる技術	LG ディ스플레이と提携を交渉中
	出光興産	OLED 発光素材	LG ディ스플레이に独占供給及び LG ディ스플레이に独自構造の技術を伝授

5-6 災害・人災に放送技術で備える

韓国特許庁(2012. 11. 22)

台風や豪雪のような自然災害、火災や爆発などの人災による人命と財産の被害を最小限にとどめるため、迅速な対応をバックアップする災害時に備えた放送技術の特許出願が続いている。

韓国特許庁は、災害対策関連の放送技術の特許出願が最近 5 年間 120 件に達すると発表した。

災害対策における放送技術は、KBS(韓国放送公社)などの放送局 3 社が送出するデジタル放送信号を利用する放送技術と、災害の危険性が高い特定地域や建物を対象に防災システムを構築して小規模にアナウンスする技術に大きく分けられる。

前者の場合、放送局や政府系研究機関を中心に出願がなされており、後者の場合、中小企業やベンチャ企業が中心となっている。

最近では、インターネット、通信網及び携帯端末のメッセージサービスを結び付ける新しいタイプの災害案内放送技術も出願されつつある。

技術分野別では、災害放送の送受信端末に関する技術が 38 件(32%)、システム関連技術が 24 件(21%)、DMB を利用する技術 22 件(19%)、有線・無線インターネットなどの通信網を利用する技術 13 件(11%)、聴覚障害者向けの視覚警報機などのその他 20 件(17%)だ。

出願人別では、内国人が 79 件(67.5%)、外国人が 38 件(32.5%)であり、内国人の場合、中小及びベンチャ企業 34 件(43%)、研究所 21 件(27%)、大手企業 13 件(16%)、個人 11 件(14%)だ。

韓国特許庁デジタル放送審査チームのチョン・ソンテチーム長は、「災害対策における放送技術分野は、異常気象などによりその必要性が増加しており、韓国の優れた IT 技術と融合が可能であるため、今後とも高水準の技術の特許が着実に出願されるとみられている。」と述べた。

<技術分類別の特許出願の現状> (単位：件数)

技術別 \ 年度	2007	2008	2009	2010	2011	合計
送受信端末	8	6	8	9	7	38
システム	5	4	6	4	5	24
DMB	7	5	7	1	2	22
通信網	3	3	4	0	3	13
その他	5	3	4	4	4	20
合計	28	21	29	18	21	117

<出願人別の特許出願の現状> (内国人のみ、単位：件数)

出願人 \ 年度	2007	2008	2009	2010	2011	합계
中小・ベンチャ	8	3	6	7	10	34
研究所	2	2	5	7	5	21
大手企業	4	1	5	1	2	13
個人	1	0	3	3	4	11
合計	15	6	19	18	21	79

5-7 夢の新素材グラフェン、太陽電池と融合

韓国特許庁(2012. 11. 23)

最近、新素材のグラフェンと新再生エネルギーの太陽電池を組み合わせた技術が脚光を浴びている。

グラフェンは、カーボンナノチューブ(CNT)、フラーレン (fullerene)のように炭素で構成されたナノ物質であり、カーボンナノチューブを平面に広げた形で2次元の平面形態となっている。グラフェンは、銅より100倍以上も電導率が良く、半導体の主な材料となっている単結晶シリコンより100倍以上電子の移動スピードが速い。グラフェンは、たった1つのカーボン層に構成されているため、光をよく透過させたり自由に曲げられたりすることができる。こうしたメリットにより、グラフェンは電子情報産業分野の新素材として注目されている。

一方、太陽電池は、光起電力の効果を利用して太陽光線の光エネルギーを電気エネルギーに変換する半導体素材となっており、無公害であるうえ、資源の無限性により新再生エネルギー技術のなかでも商品性が優れているが、低効率に高発電単価、初期の投資費用が高さというデメリットがある。

韓国特許庁によると、グラフェンを利用した太陽電池技術の特許出願は、2008年4件、2009年12件、2010年33件、2011年42件と、最近大きく増加しているという。

太陽電池の効率を高め、単価を削減する方法として素材分野の技術開発が積極的に行われており、グラフェンを太陽電池に適用する技術の出願が中心となっている。太陽電池の電極には、一般的に銀やアルミなどの金属薄膜が使用されていたが、グラフェンを太陽電池電極や導電層、導電性物質として使い、太陽電池の効率を高める。

特許出願された技術は、グラフェンの高電導度を利用した電極や導電層、グラフェンの光を透過させる特徴を利用したカーボン基盤のナノ素材透明電極、グラフェンの柔軟性を利用したフレキシブル基盤の電極などだ。こうした技術を薄膜太陽電池、色素増感太陽電池 (DSSC)、有機太陽電池などに適用するなど、様々な研究開発が行われている。

韓国特許庁の関係者は、グラフェンの商用化技術及び量産化技術の開発とともに、太陽電池の高効率化と低価格を実現するため、素材分野の技術開発がこれからも積極的に行われ、関連の特許出願も増加するという見通しを示している。

＜グラフェンを利用した技術の特許出願件数(未公開も対象)及びその動向＞

年度	2008	2009	2010	2011
出願件数	4	12	33	42

5-8 「訴訟当事者の代理人選択権の幅を広げ」 業界が主張

電子新聞(2012. 11. 26)

技術専門家である弁理士も弁護士と共同で特許訴訟の代理人として認めるべきだという声が高まっている。弁理士に訴訟代理人の資格を与え、訴訟当事者に選択権を与えるべきだという主張だ。弁理士の訴訟参加を禁じている現制度は、時代遅れだという指摘だ。

大きかれ小さかれ、様々な特許紛争を経験した主要企業は、弁護士が主導して訴訟を進める過程で目に見えない不利益を被っていると受け止めている。特許訴訟は、技術的なサポートが不可欠なのにもかかわらず、訴訟代理人の弁護士が該当技術を理解できないという明確な限界があると口をそろえて主張している。

あるガス安全設備メーカーの代表は、「共同訴訟代理人の制度を設けないと、訴訟係争を効率的に進めるうえで支障をきたしかねない。弁理士がやるか、弁護士がやるかの問題ではなく、どちらがより競争力を兼ね備えているのかが重要だ。」と語った。最近、特許係争を行った半導体設備メーカーの特許担当チーム長は、「訴訟のため、弁護士と弁理士をそれぞれ選任したが、特許侵害の対応戦略を提示しても弁護士はそれを理解し切れなかった。訴訟中に裁判所と相手の質問にもうまく答えなかった。」と述べた。

海外では、技術紛争において弁理士の共同訴訟代理権を認めている国が多い。日本と中国は、特許の無効を判断する「審決取り消し訴訟」を弁理士独自で、特許侵害を判断する訴訟は弁護士と共同で進めることを認めている。米国は、法科大学院制度を通じて特許訴訟の代理人の資格と弁護士資格を同時に与える特許弁護士(Patent Attorney)が

訴訟代理を担当する。

全北大学法科大学院のチョン・ヨンファ教授は、「特許侵害訴訟の専門性と進行の迅速さを高めるためには、共同訴訟代理人制度で法律的にバックアップすべきだ。技術水準に適応可能な弁理士が直接裁判所で陳述することが求められている。」と話している。今年8月、憲法裁判所では、弁理士法の立法改正の必要性が提起された。当時、憲法裁判所は、弁理士の特許侵害訴訟における代理人の資格はないと釘付けたが、イ・ドンフ裁判官が「訴訟の迅速化と専門化を図り、訴訟当事者の権益を保護するためには、立法を検討することが望ましい。」と補充意見を出した。

弁理士に特許侵害の訴訟代理人資格を与えるかのカギは国会が握っている。大韓弁理士会と韓国科学技術団体が国会を説得し、弁理司法の改正を推進している。韓国科学技術団体総連合会は、科学者・発明人・研究所など、科学技術会に特許権保有者が多いということで、弁理司法の改正に関心を示してきた。連合会のイ・サンモク事務局長は、「弁理士会とともに国会議員を直接訪問して意見を主張する方針だ。所管委員会である知識経済委員会で承認を受け、法制司法委員会までは進められるだろう。」と期待を示した。弁理士会もイ・サンヒ前会長を中心に国会との交流を維持する方針だ。弁理士会の関係者は、「代表の発議者を誰にするか議論している。」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

5-9 LG 電子、日本でスマホ 100 万台を販売

電子新聞(2012. 11. 29)

LG 電子の日本におけるスマートフォン販売量が 100 万台を突破した。

29 日、市場調査機関や業界によると、今年、日本市場で販売した LG 電子のスマートフォンが 100 万台を突破したという。

ガートナーの調査によると、第 3 四半期における日本のスマートフォン市場でアップルがシェア 22.7%で首位となり、富士通、シャープの順となった。世界シェア 1 位のサムスン電子が 4 位、パナソニック、NEC、CASIO、ソニーに続き LG 電子が 8 位だ。

LG 電子が日本で販売したスマートフォンの 8~9 割が LTE 適用機種であり、LTE 市場で高い実績を挙げているのだ。

LG 電子は、昨年、防水機能を搭載した 3G スマートフォンの発売とともに日本市場に進出した。

日本における事業が軌道に乗りはじめたのは、昨年末に初の LTE フォン「Optimus LTE」を発売してからだ。その後、6 月「Optimus It」、7 月「Optimus View」、10 月「Optimus G」の 4 つの機種を立て続けに発売した。

最も人気を得た機種は、「Optimus It」で 30 万台以上が販売された。同機種は、日本最大規模のインターネット比較検索サイト「価格.com」でスマートフォン部門の満足度 1 位になったこともある。

同機種は、△USB 接続口にキャップがなくても防水を実現した「キャップレス」、△ワンセグ、△赤外線通信、△おサイフケータイの標準「FeliCa」対応など、現地に適合した機能を搭載している。

LG 電子は、先月、日本通信キャリアで 1、2 位を争う NTT ドコモと KDDI を通じて「Optimus G」を発売した。

キウム証券のキム・ジサン研究員は、「日本で今、戦略スマートフォンである Optimus G の反応が良い。LTE 特許の対応とともに、初期の LTE 市場で競争力を高めている。」と評価した。

LG 電子の関係者は、「昨年から日本市場にも様々な LTE 対応機種をリリースし、目に見える成果が表れているのは確かだ。グローバル LTE 市場でシェアを拡大していきたい。」とコメントした。

<キム・インスン記者>

5-10 LG、2012 年まで特許人材を 3 割に増

電子新聞(2012. 11. 30)

LG グループが新事業分野の特許戦略に向けた「LG 特許協議会」を構成したほか、2012 年までグループの特許労力を 3 割まで拡充する。新入社員の教育課程にも特許分野の受講を義務づける。

LG は、8 つの系列会社の特許部署の取締役や研究所長などで構成された「LG 特許協議会」を立ち上げ、系列会社の特許協力の強化、コア特許の確保、特許組織の力量強化など、3 大戦略課題を確立したと 10 日に発表した。

LG グループの特許協議会は、LG 電子・LG ディスプレイ・LG 化学・LG 生命科学など、8 つの系列会社の特許部署の取締役と研究所長が中心の特許会議体であり、LG 電子特許センターのイ・ジョンファン副社長が議長を務める。イ・ジョンファン議長は、「系列会社別に散在している特許を統合的に管理し、相乗効果を大きく高めていく方針だ。守りの姿勢から強気の特許戦略に転換し、特許により収益が挙げられるような基盤を固めることに力を入れていきたい。」と述べた。

特許協議会は、3 大戦略基調として、まず、グループ内の特許協力活動を強化する。特許の導入時に包括的なライセンスを推進してコスト負担などのリスクを最小化する。実際に、昨年末、LG 電子・LG ディスプレイ・LG 化学が共同で米国イーストマンコダックの OLED 特許権を買収した例がある。一方、研究開発(R&D)と特許部門の協力体制も強化する。R&D 労力に対しても入社初期から特許関連教育を義務化する。

LG は、特許労力を 2012 年まで約 280 人から 370 人程度に 3 割以上増やす計画だ。グローバル市場で特許係争が激しさを増しているだけに、米国・中国・日本・欧州などの 4 地域に海外特許拠点を構築して海外特許組織の強化を図る。4 地域では、現地の特許専門家を確保し、国内の特許専門家を派遣して特許紛争に対応する一方、海外研究所

の特許確保を支援する。その他、新入社員の教育課程に商標権や特許権など、知的財産の基本的な知識を義務教育する。

<カン・ビョンジュン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム